

県民の皆様へ

9月9日に、緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき期間と区域が変更され、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、また、全国や県内の感染状況を踏まえて、県民の皆様へ、「島根県の対応」に基づいてお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和3年9月30日までとします。

特にお願いしたい事項について申し上げます。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県との往來を控えて頂くことをお願いします。

また、これらに該当しない都道府県との往來についても、控えてください。

ただし、通勤を含めたやむを得ない仕事や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策や、ご親戚等の自宅で宿泊する場合については、家庭でできる感染予防対策を徹底してください。

また、冒頭申し上げた県外との往來の自粛に含まれておりますが、特に、9月18日からの3連休と、その後の23日から26日までの飛び石連休の期間においては、県境をまたいだ旅行・観光、帰省を控えてください。

なお、県内に限った旅行・観光は、控えて頂く必要はありません。

各事業所におかれては、県外出張などについては、延期できないか、リモートで代替できないかを厳密に再検討して頂き、やむを得ないものに限ってください。

また、県外から人を招くこととなる仕事についても延期でき

ないか、リモートで代替できないか、再検討し、やむを得ないものに限ってください。

そのような検討を行った上で、必要となる仕事で県外への往来をする場合でも、基本的な感染対策や、家庭でできる感染予防対策を徹底して頂くようお願い申し上げます。

(家庭や職場等での健康管理について)

2. 県民の皆様におかれては、ワクチン接種後、2回接種が完了されたとしても決して油断をされず、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を引き続き、徹底してください。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診してください。

児童・生徒の保護者の皆様も、こうした対応を徹底してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

3. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、お願いします。

(ワクチン接種済みの方々へ)

4. 現在、各市町村、各事業所のご協力でワクチン接種を強力に進めて頂いております。ワクチンによって重症化を抑える効果は顕著に得られているものの、全国の報道などを見ますと、2回接

種済みの方でも感染が確認されています。県内の感染例の中でも2回接種済みの方が感染されている例があり、感染や発症を完全に防ぐものではありません。

したがって、接種済みの方が感染し、周囲の方に感染を広げるリスクは厳然としてあることから、すべての年代でワクチン接種が行き渡るまでは、ワクチン接種前と同じく、十分な感染予防対策を徹底して頂く必要がございます。決して対策を緩めることがないように、十分な注意をお願いします。

県としましては、全国の感染状況、そして、県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチン接種の円滑な推進、地域経済の回復に全力で取り組んで行く考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和3年9月10日

島根県知事 丸山達也